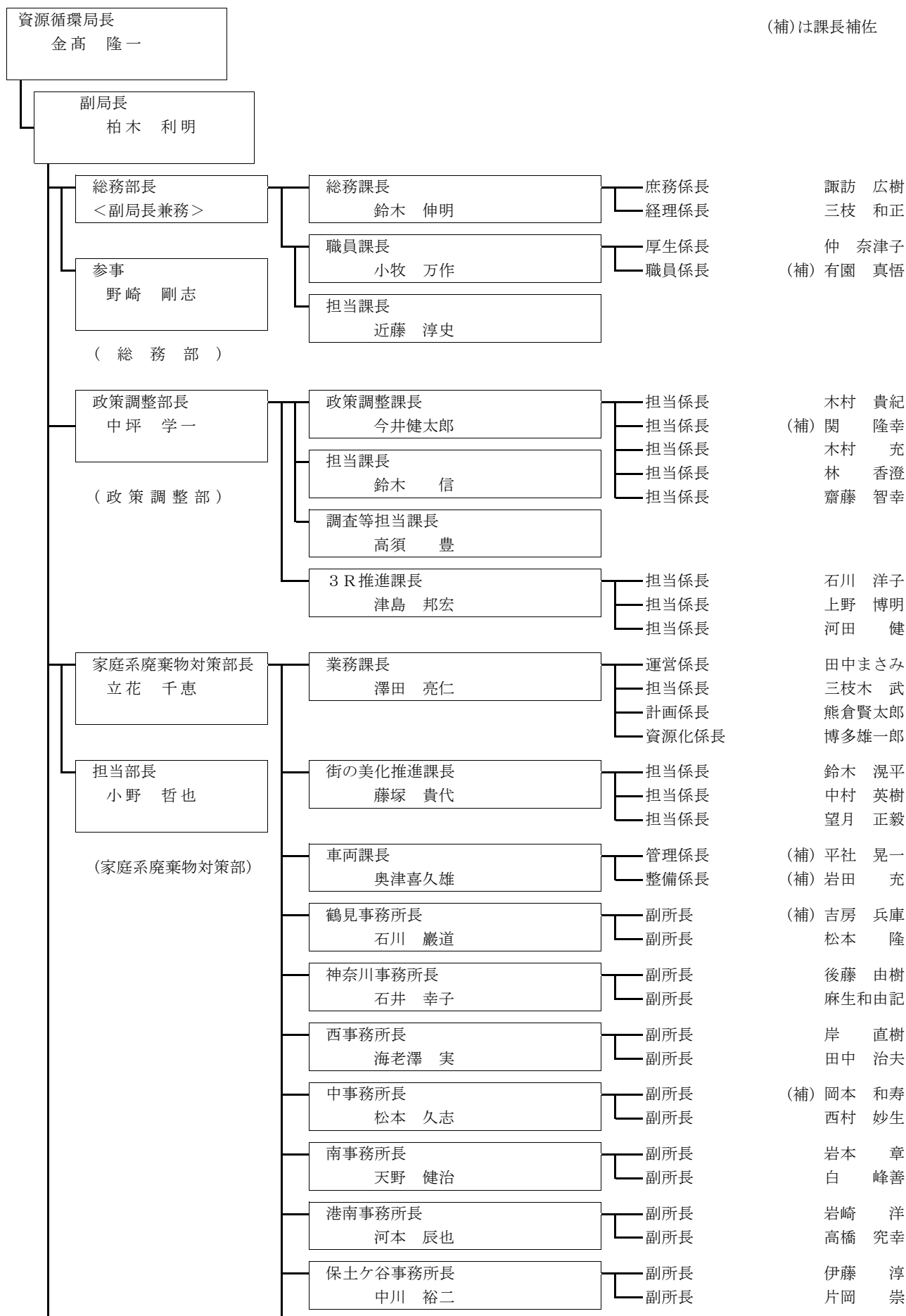


機構図及び事務分掌

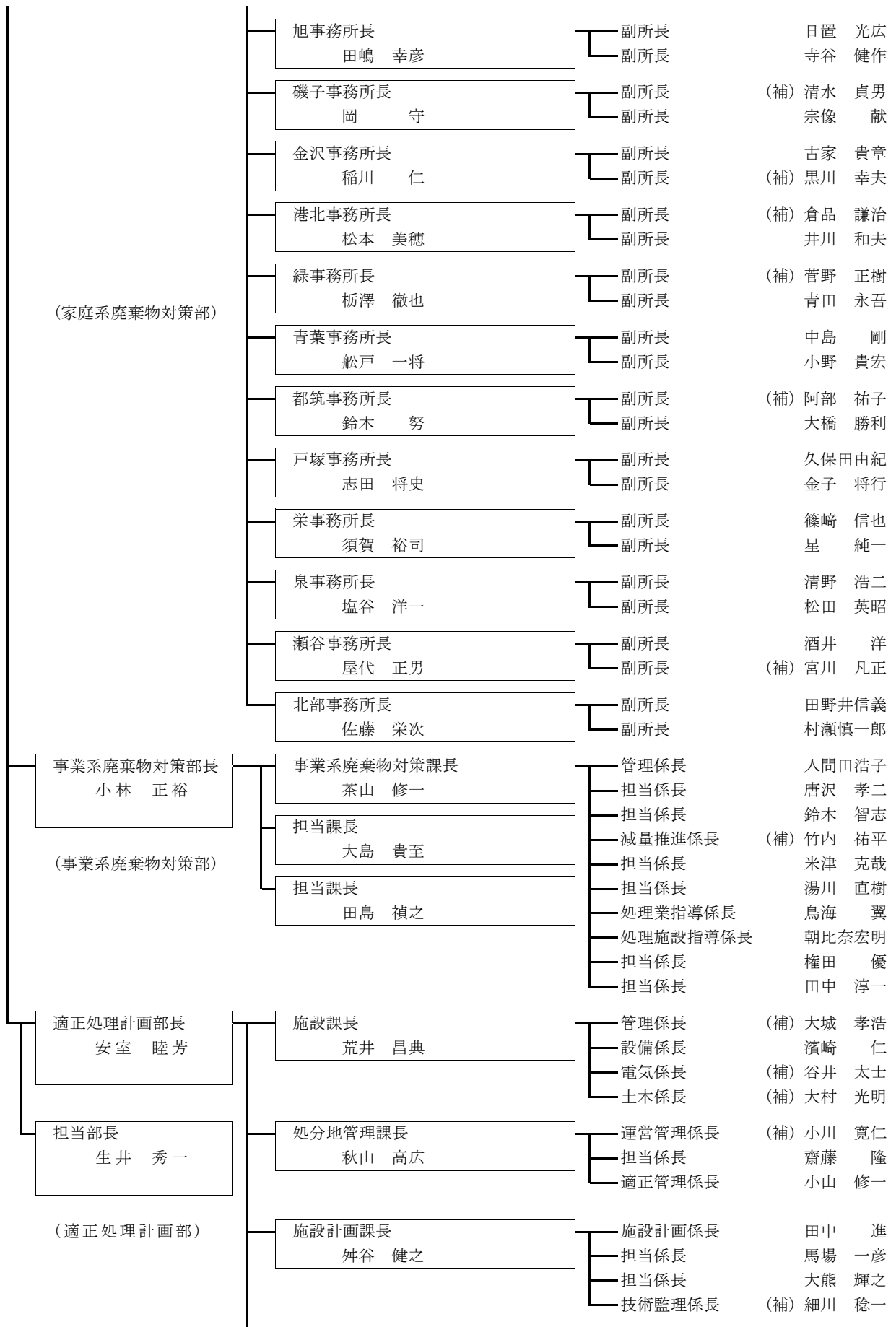
令和5年5月19日

資源循環局

資源循環局 機構図



(補)は課長補佐



(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社 部長 富岡 淳
環境省 課長 大島 明男 係長 鈴木 賢
公益社団法人 全国都市清掃会議 課長 米村 卓郎

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。

- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

家庭系廃棄物対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。

- 3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系廃棄物対策部

事業系廃棄物対策課

管理係

- 1 事業者による廃棄物の不適正処理に対する指導監督に関すること。（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 有害使用済機器の保管等に係る届出等に関すること。
- 3 建設資材の分別解体、再資源化等に係る届出等に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

減量推進係

- 1 事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 2 廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量及び適正処理等に係る指導監督に関すること。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等に関すること。

処理業指導係

- 1 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
- 2 浄化槽清掃業の許可等に関すること。
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関すること。

処理施設指導係

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等の用地設定に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。
- 3 浄化槽法に基づく届出に関すること（環境創造局下水道管路部管路保全課及び他の係の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行おうとする者に対する指導監督に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。

- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関する事。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関する事。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関する事。
- 9 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関する事（資源化のための研究及び開発に関する事を除く。）。
- 10 他の係の主管に属しない事。

適正管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関する事。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関する事。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関する事。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関する事。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関する事。
- 4 他の係の主管に属しない事。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関する事。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関する事。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関する事。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関する事。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関する事（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関する事。
- 3 残灰の搬出処分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事（他の係、課の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事（部内他の係、課の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関する事（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。

- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る。）。

令和5年度

事業概要

資源循環局

目 次

	頁
I 令和5年度資源循環局運営方針	1
II 令和5年度資源循環局予算の概要	2
III 令和5年度資源循環局予算における推進施策	
1 プラスチック対策の推進	4
2 食品ロスの削減と3Rの推進	6
3 保土ヶ谷工場の再整備	9
4 環境にやさしいエネルギーの活用と将来を見据えた施設整備	12
5 安定的なごみ処理	14
6 まちの美化の推進	16
7 その他	18
IV 予算総括表及び主な事業内容	
1 令和5年度資源循環局予算総括表	19
2 主な事業内容	
(1)9款1項 資源循環管理費	20
1目 資源循環総務費	
2目 減量・リサイクル推進費	
3目 事務所費	
4目 車両管理費	
(2)9款2項 適正処理費	23
1目 適正処理総務費	
2目 工場費	
3目 処分地費	
4目 産業廃棄物対策費	
(3)9款3項 し尿処理費	27
1目 し尿処理総務費	
2目 し尿処理施設費	

I 令和5年度 資源循環局 運営方針

1 基本目標

令和5年度は「横浜市中期計画2022-2025」を力強く前進させる年です。計画の核である、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、資源循環局は「誰もが快適に暮らし、将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐ」ための施策を着実に実施します。

■ SDGsの達成と脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

プラスチック対策をはじめ、食品ロス削減や3Rの推進、環境にやさしいエネルギーの活用を進め、SDGsの達成と脱炭素社会の実現を目指します。

■ 安定したごみ処理の継続と市民ニーズへの対応

いかなる時においてもごみ処理を継続し、安全安心な市民生活と市内経済を支えるとともに、ごみ処理手続のDX化やごみ出しの支援、まちの美化対策など、多様な市民ニーズに着実に対応します。

■ 将来を見据えた施設整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、環境にやさしいエネルギーの創出や環境学習の拠点となる焼却工場の再整備をはじめ、本市廃棄物処理施設全体の整備を計画的に実施します。

⇒ 上記目標の達成のため、横浜G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、その取組内容を様々な広報媒体や機会を利用して、わかりやすく伝えます。

2 目標達成に向けた施策

重点施策	主な取組・内容
プラスチック対策 (政策19)	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向け、排出されるプラスチック製品を把握するための実態調査等を一部地域で実施 ○事業者との連携による、使い捨てプラスチックの削減の取組を推進 ○事業者によるプラスチック製品等の回収の実施状況調査や、事業者等による様々な取組のPR
食品ロス削減・3Rの推進 (政策19)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際機関や事業者等と連携した食品ロス削減に向けた取組 ○食品ロスの発生量の調査や削減につながる取組を検証し、検証結果に基づく効果的な広報啓発の展開 ○3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に向け、幅広い世代を対象とした環境学習・広報啓発の実施、積極的な「伝わる」情報の発信
脱炭素化の推進・環境にやさしいエネルギーの活用 (政策19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを焼却した際に発生する排ガスからCO₂を分離・回収、利用する取組を事業者と共に推進 ○ごみ焼却工場で発電したCO₂を排出しない電気「環境にやさしいエネルギー」を市営地下鉄「グリーンライン」で活用するなど地域活用の推進 ○鶴見工場の熱エネルギーの地域活用の推進
安定したごみ処理・市民ニーズへの対応 (政策19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も確実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し支援のニーズ増加に着実に対応 ○利便性向上のため、インターネット等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入 ○横浜の玄関口でもあり、多くの方が訪れる横浜駅周辺の美化強化をはじめ、地域清掃の活性化や海洋プラスチックごみ削減への取組
将来を見据えた施設整備 (政策19・38)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根差し、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ヶ谷工場の建設に向けた事業者選定等の推進 ○廃棄物処理施設の整備にあたっては、AI・IoT技術を積極的に活用し、効率的な施設運営について検討

()内は横浜市中期計画2022-2025の政策番号

その他推進施策

災害対策	国際協力(政策25)	未利用等土地の利活用	PCB廃棄物対策
------	------------	------------	----------

3 目標達成に向けた組織運営

チーム力の向上	活発な議論 現場で働く職員の日線を大切にし、職位を問わず若手職員も含め、組織一丸となって活発に議論を尽くします。職員一人ひとりが生き生きと業務に取り組み、ポテンシャルを最大限に発揮できるよう、組織を活性化します。
	スケジュール管理 多様な市民ニーズにスピード感を持って着実に対応するため、スケジュール管理を徹底します。市民・事業者等との連携やDXの取組、ワークライフバランスの推進など、業務の効率化を図ります。
	凡事徹底 当たり前のことを徹底して行い、市民の皆様からの信頼と期待に応えます。作業中の事故、公務災害の防止など安全対策の徹底や、不適切な事務処理、個人情報漏えいなど不祥事の防止に全職員が取り組みます。

II 令和5年度資源循環局予算の概要

1 予算編成の考え方

令和5年度は、新たな中期計画を力強く前進させる年であり、基本戦略で掲げる「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、「将来を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐ」ための施策を着実に実施します。

SDGsの達成と脱炭素社会の実現に資するプラスチック対策や食品ロス削減、環境にやさしいエネルギーの活用を重点的に進めます。

また、いかなる時においても廃棄物処理を継続し、安全安心な市民生活と市内経済を支えるとともに、ごみ処理手続のDX化やごみ出しの支援、まちの美化対策など、多様な市民ニーズに着実に対応していきます。

さらに、ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、環境にやさしいエネルギーの創出拠点となる保土ヶ谷工場の再整備をはじめとした施設整備を計画的に実施します。

これらを確実に実現するため、横浜G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定します。

2 予算のポイント

(1) 「SDGsの達成」「脱炭素社会の実現」

- ① プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けて、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入状況の傾向などを把握するための実態調査を実施します。
- ② 食品ロス削減の取組を一層推進するため、市民・事業者の皆様に、様々な機会・媒体を活用した効果的な働きかけを行います。
- ③ ごみ焼却工場で創出される「環境にやさしいエネルギー」の市内での活用を進めるとともに、ごみを焼却した際に発生する排ガスから、CO₂を分離・回収し利用する技術(CCU)の実用化に向けた実証試験を実施します。

(2) 「安定したごみ処理」「市民ニーズへの対応」

- ① 市民生活を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し支援のニーズ増加への対応を継続します。
- ② 市民サービスの向上に資するDXの取組として、粗大ごみ処理手数料の電子決済化や、資源集団回収奨励金の交付申請をインターネット上でも行えるよう効率化を図ります。
- ③ 清潔できれいなまちを目指し、横浜駅西口の美化対策の強化をはじめ、地域清掃の活性化や歩きたばこの防止に取り組みます。

(3) 「将来を見据えた施設整備」

- ① 地域に根ざし、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ヶ谷工場の建設に向けた事業者選定を行います。
- ② 廃棄物処理施設の整備にあたっては、AI・IoT技術を積極的に活用し、効率的な施設運営について検討します。

3 予算の状況

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	増▲減	増減率
歳出合計	42,071,190	42,218,603	▲147,413	▲0.3%
歳入合計	42,071,190	42,218,603	▲147,413	▲0.3%
特定財源	17,013,069	15,922,760	1,090,309	6.8%
一般財源	25,058,121	26,295,843	▲1,237,722	▲4.7%

4 主な推進施策

(1) プラスチック対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けた検討 ・プラスチックごみ削減に向けた広報啓発
(2) 食品ロスの削減と3Rの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に向けた実践行動 ・生ごみ減量化の取組（土壌混合法の普及） ・事業者から出される食品ロス等の削減 ・環境学習・広報啓発
(3) 保土ヶ谷工場の再整備
<ul style="list-style-type: none"> ・保土ヶ谷工場再整備に向けた取組
(4) 環境にやさしいエネルギーの活用と将来を見据えた施設整備
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしいエネルギー」の地域活用
(5) 安定的なごみ処理
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの収集運搬 ・家庭ごみのリサイクル ・ごみ焼却工場・最終処分場の安定稼働
(6) まちの美化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・きれいなまちづくり ・喫煙禁止地区・歩きたばこ防止 ・公衆トイレの整備と管理、災害時のトイレ対策
(7) その他
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分野における国際協力 ・PCB廃棄物の処理

Ⅲ 令和5年度資源循環局予算における推進施策

1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向けた様々な施策の中でも、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルは、370万人を超える市民の皆様意識と行動が変わるきっかけとなる身近で具体的な取組です。プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けた検討を進めるとともに、市民・事業者の皆様との連携のもと、プラスチックの資源循環を一層推進します。

(1) プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けた検討 1127万円(前年度 897万円)

- ・家庭から出されるプラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けた新たな取組として、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入状況の傾向などを把握するための実態調査を一部地域で実施します。併せて、効果的な広報啓発を検討するため、実態調査にご協力いただいた市民の皆様アンケートを実施します。
- ・プラスチック製容器包装の分別率を向上させるため、改めて分別ルールを重点的に周知します。

(2) プラスチックごみ削減に向けた広報啓発 1195万円(前年度 1350万円)

① 発生抑制、分別・リサイクルのさらなる推進

- ・プラスチックごみを与える環境への影響や削減に向けて実践していただきたい具体的な行動を、出前教室※や広報紙等を活用して発信します。
- ・小売店と連携して、ストローやスプーン、フォーク等、使い捨てとなるプラスチックの削減等と呼びかけるキャンペーンを実施します。

※ 出前教室：学校や自治会町内会等において、職員が3Rの推進などを講義する取組

② 事業者の取組への後押し

- ・製造・販売事業者による自主回収や店頭回収の実施状況について、新たに調査します。
- ・地域メディアと連携して、テレビ、新聞、ウェブサイト等を活用し、企業・団体の取組を発信します。

③ マイボトルの利用促進

- ・新たに学生が制作したリーフレットやステッカーを活用し、市民の皆様のマイボトル利用促進とマイボトルスポット※の認知度向上を図ります。

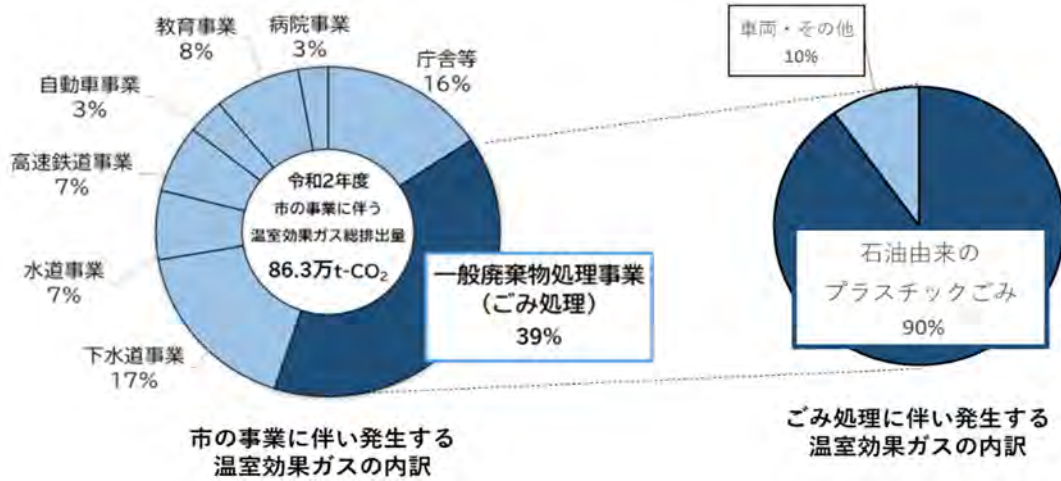
※ マイボトルスポット：コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる専門小売店など

④ 排出事業者への働きかけ

- ・プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックごみを多量に排出する事業者に対し、排出抑制及びリサイクルに向けた取組を働きかけます。

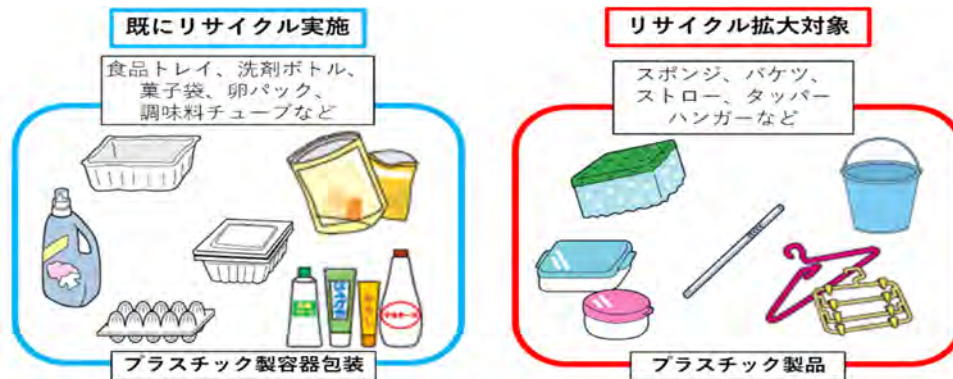
■ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出状況

横浜市役所の事業活動に伴い発生する温室効果ガスのうち、ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスは約4割を占め、そのうち約9割は石油由来のプラスチックごみの焼却によるものです。



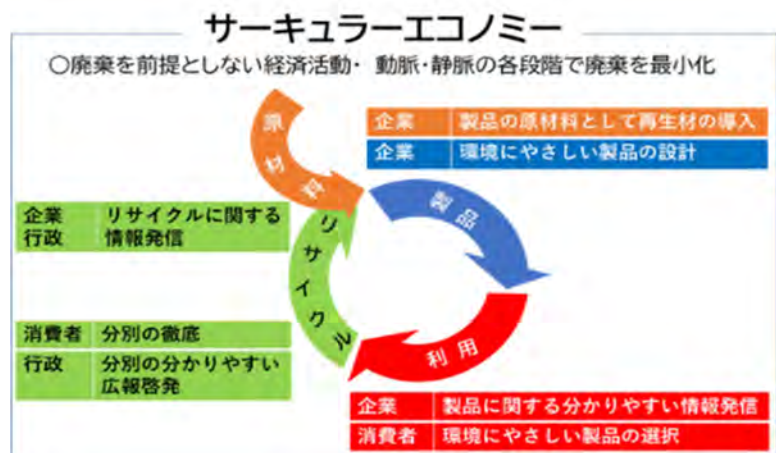
■プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

石油由来のプラスチックごみの焼却量を削減するため、既に分別・リサイクルを実施しているプラスチック製容器包装に加え、これまで燃やすごみとして焼却してきたスポンジやバケツ、ストローなどのプラスチック製品も分別・リサイクルの対象とする「プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大」を早期に実施できるよう、具体的な検討を進めています。



■サーキュラーエコノミー

サーキュラーエコノミーとは、これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる、新しい経済活動です。プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、サーキュラーエコノミーの進展につながります。



2 食品ロスの削減と3Rの推進

食品ロスの削減は、SDGsに位置づけられた重要課題です。国際機関や事業者など、様々な主体と連携しながら広報啓発や情報発信を進めます。

また、環境学習の機会の拡大や様々な媒体を利用した積極的な情報発信を進め、市民・事業者の皆様とともに3R^{*}を推進します。

- ・食品ロスの削減に向けて、「食」の大切さを理解し、具体的に行動していただくため、世界の食料問題や食育など、様々な視点を取り入れて取り組みます。
- ・環境問題について関心を高め、市民一人ひとりが自分事として考えていただけるよう、幅広い世代を対象とした環境学習を行います。

※ 3R：Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字を取ったもの

(1) 食品ロス削減に向けた実践行動

1907万円(前年度 1384万円)

① 実践行動に向けた広報啓発

- ・モデル地域において食品ロスの発生量の調査や削減につながる取組の検証を新たに実施し、検証結果に基づく広報啓発を行います。
- ・若者や単身居住者向けの食材を無駄なく使い切るレシピを新たに作成し、普及を図ります。
- ・市民の皆様身近な場所でフードドライブ活動が実施されるよう、様々な機会を捉えた広報を行います。

② ナッジ^{*}を活用した取組

- ・ナッジの考え方・手法をまとめたリーフレットや動画を活用し、飲食店や小売店での普及を図ります。

※ ナッジ：行動デザインの一つであり、ルールで強制するのではなく、自然と望ましい行動をするよう誘導するもの

③ 国際機関や事業者等との連携

- ・国際機関等と連携し、行動するきっかけやヒントを得ることをねらいとしたイベントを実施します。
- ・食品ロスの問題を考えるきっかけづくりとして、事業者と連携した取組を推進します。



国際機関と連携した小学生向けイベント

(2) 生ごみ減量化の取組(土壌混合法^{*}の普及)

216万円(前年度 216万円)

- ・講習会の実施や動画の活用など、土壌混合法に取り組むきっかけづくりを進めます。
- ・地域で土壌混合法に取り組むグループを支援し、コミュニティの発信力を活用した普及を図ります。

※ 土壌混合法：生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法

(3) 事業者から出される食品ロス等の削減

118万円(前年度 118万円)

- ・飲食店等における食品ロス削減のため、食べきり協力店※の登録促進や周知に取り組みます。
- ・食品ロス等削減に先駆的に取り組む事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰します。
- ・飲食店などの食品関連事業者に対して、食品ロス等削減の働きかけを実施します。

※ 食べきり協力店：小盛メニューの導入による適量注文や、食べきれなかった料理の持ち帰りなどに取り組む飲食店等



食べきり協力店ロゴマーク



「メニューで持ち帰りを呼びかける食べきり協力店」

コラム2

事業者と連携した取組

横浜市では、食品ロスの問題を考えるきっかけづくりとして、事業者と連携しながら取組を進めています。

■ 保育園児への食の大切さの発信

無印良品 港南台バースとは、土壌混合法の普及拡大に向け、店舗での土づくりのワークショップをはじめ、保育園児による収穫体験、収穫野菜の実食などを通して、資源の循環や食の大切さを発信しています。



保育園児による収穫の様子

■ 大学生を対象とした食品ロス問題を学ぶ農業体験

株式会社クラダシとは、市内の大学に通う学生を対象に食品ロスや地産地消について考えてもらうため、野菜の生産から流通、販売までを体験する取組を実施しました。

参加した学生からは、『食品ロスに関する知識や農作業を通じて農家さんの思いや考え方など、普段の学生生活では体験することができない貴重な時間となった。』『食品ロスの問題点を自分事として考えることができるようになった。』などの意見がありました。



収穫した野菜の販売会の様子

① 環境学習の推進

- ・保育園・幼稚園・小学校において、ごみの分別・リサイクルのゆくえやごみ収集車を使った収集体験などを行う出前教室を実施します。
- ・市内の小学4年生全員を対象に、ごみ焼却工場の施設見学の機会を生かした環境学習を実施するとともに、授業の学習補助教材として副読本を配付します。
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象とした「ポスターコンクール」を実施します。
- ・「環境学習プログラム※」を活用し、様々な世代に、環境について学ぶ機会を提供します。

※ 環境学習プログラム：世代別の学習モデルやテーマ別の講座内容など、廃棄物に関する環境問題について学べる環境学習の実施モデルをまとめたもの。

② 広報啓発

- ・市民・事業者の皆様とともに3Rを推進するため、イベントや住民説明会など、様々な機会を捉えて啓発を実施します。
- ・外国人・大学生・子育て世帯など、対象者に合わせた広報啓発を実施します。



イベントでの分別啓発

③ 新たな一般廃棄物処理基本計画に関する広報啓発

- ・横浜G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えします。

コラム3

環境学習の充実

横浜の将来を担う子どもたちに、夢と希望がもてる良質な環境を引き継いでいくためには、地球温暖化をはじめとする環境問題を市民一人ひとりが自分事として捉え、解決に向け行動していただくことが大切です。

そこで、資源循環局では、プラスチックや食品ロスの問題に加え、地球温暖化、緑や農、生物多様性などのテーマとも関連付けながら、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした環境学習を実施しています。

特に、子どもたちが環境を考えるきっかけづくりに力を入れ、プラスチックごみが海の生き物に与える影響を学ぶ講演会・ワークショップや、食べ物の生産から食するまでの過程で起こりうる食品ロスの発生要因や食品ロスを発生させないための行動を“すごろく”にし、イベントや出前教室等で配布しました。



市役所アトリウムでのワークショップ「マイクロプラスチックで万華鏡づくり」



食ろすごろく

3 保土ヶ谷工場の再整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、休止中の保土ヶ谷工場を再整備します。

令和5年度は、新たな保土ヶ谷工場の建設に向けた事業者の公募・選定手続を進めており、令和5年4月下旬に入札公告を行いました。

また、既存の保土ヶ谷工場は、燃やすごみの中継輸送施設として運用していることから、再整備にあたり、ごみの中継輸送機能を確保するため、同敷地内に中継輸送施設を建設します。



再整備する保土ヶ谷工場

【整備スケジュール(予定)】

令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本設計	事業者公募・選定	既存建物解体 + 詳細設計・施工						
中継輸送施設整備 (詳細設計・施工)								

【参考:保土ヶ谷工場再整備事業 概算工事費】

工事	概算工事費	工期
保土ヶ谷工場建設工事	750億円	令和6～12年度
中継輸送施設建設工事	34億円	令和5～6年度

(1) 保土ヶ谷工場再整備に向けた取組

1億8628万円(前年度 3億4100万円)

- ・令和5年度は、新たな保土ヶ谷工場の建設に向けた事業者選定を行います。事業者の選定にあたっては、専門的知見を有する学識経験者で構成される附属機関により、高度な技術や優れた提案を評価していきます。
- ・再整備工事期間中においても中継輸送機能を確保するため、新たな中継輸送施設の建設工事及び一部の既存建物の解体工事などを実施します。

■処理能力

安定したごみの処理や災害廃棄物の処理等を考慮し、新たな保土ヶ谷工場の処理能力は日量 1,050 トンとします。

■脱炭素化への貢献

国内トップクラスの高効率発電設備の導入、太陽光などの再生可能エネルギーの活用、燃やすごみの性状に応じた最適な運転管理などにより、環境にやさしいエネルギー*の創出を最大限に図っていきます。

* 環境にやさしいエネルギー：石油や石炭などを使用しない、CO₂ゼロのエネルギー

■環境保全対策

高性能な排ガス処理設備を導入し、しっかりとした環境保全対策を行います。さらに、ごみ焼却工場の運転にあたっては、排出状況をリアルタイムで公表していきます。

■災害時の非常用電源の確保

新たな保土ヶ谷工場には、蓄電池を搭載し移動式の非常用電源として活躍が期待されている電気自動車の充電設備を多数設置します。

保土ヶ谷工場は災害時においても発電ができることから、電気自動車の充電拠点として地域防災拠点への安定した電力供給に貢献していきます。



■総合的な環境学習施設としての役割

新たな保土ヶ谷工場は、プラスチックや食品ロスの問題に加え、地球温暖化、緑や農、生物多様性などのテーマと関連付けながら、子どもから大人まで幅広い世代が楽しく学べるよう、最新の映像技術などを取り入れた、総合的な環境学習の拠点としていきます。

■市内経済活性化への貢献

保土ヶ谷工場再整備では市内経済活性化に資するよう、市内中小企業の参画等について、しっかりと配慮していきます。

保土ヶ谷工場再整備の事業者選定は総合評価落札方式にて行い、価格以外の要素を評価する際、市内中小企業を活用した提案を高く評価することで、参画機会を確保します。また、道路や植栽などの外構工事、事務室の内装・電気・空調などの内部工事を分離発注することで、受注機会を創出します。

【本市のごみ焼却工場と資源選別施設】



4

環境にやさしいエネルギーの活用と将来を見据えた施設整備

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、ごみ焼却工場で創出される電気や蒸気など「環境にやさしいエネルギー」を市内で最大限に活用していきます。

また、将来にわたって安定的なごみ処理体制を確立するため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の更新に向けた調査・検討を進めます。

(1) 「環境にやさしいエネルギー」の地域活用

1425万円(前年度 1500万円)

- ・「環境にやさしいエネルギー(電気)」を地産地消するため、「はまっこ電気」の取組に加え、令和5年度からは新たに市営地下鉄に導入するなど、市内で最大限活用していきます。
- ・ごみを焼却した際に発生する排ガスから、CO₂を分離・回収し利用する実証試験を民間企業と連携して進めます。
- ・ごみの焼却に伴い発生する蒸気は、CO₂を排出しない熱エネルギーとして活用が期待されています。鶴見工場の蒸気の地域活用について、継続して検討を進めます。

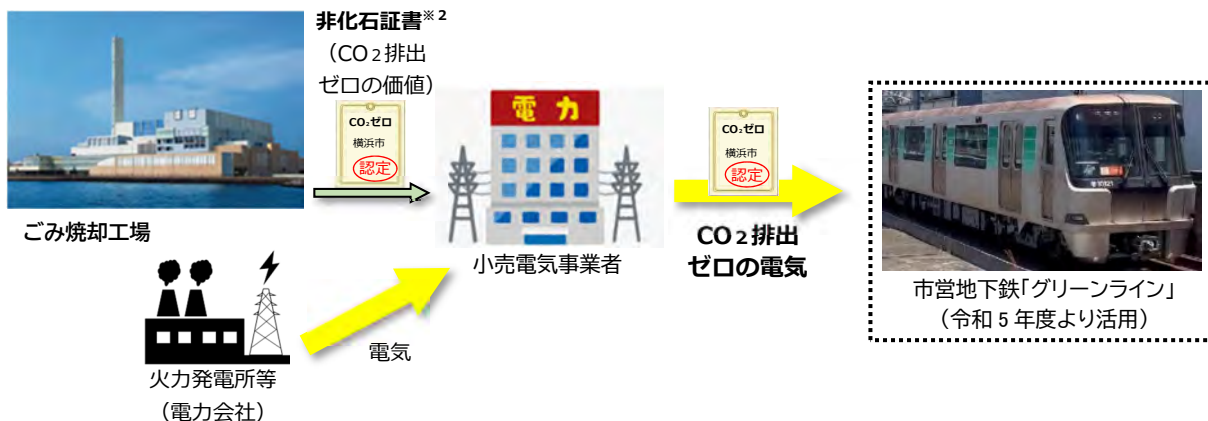
コラム5

「Zero Carbon Yokohama」の実現

■ 「環境にやさしいエネルギー(電気)」で 市営地下鉄「グリーンライン」がCO₂ゼロで走る？

ごみ焼却工場で発電した電気は、CO₂を排出しない「環境にやさしいエネルギー(電気)」です。この「環境にやさしいエネルギー」を市庁舎、18区庁舎及び近隣の下水処理施設などの公共施設のほか、「はまっこ電気^{※1}」として市内事業者が活用することで、電気の使用に伴うCO₂の排出を削減しています。

令和5年度からは、新たに横浜市営地下鉄「グリーンライン」においても「環境にやさしいエネルギー」を活用することで、「グリーンライン」はCO₂を排出せずに運行しています。



※1 はまっこ電気： ごみ焼却工場で発電した電気が付加されるCO₂排出ゼロの価値を、小売電気事業者を通じて市内事業者に限定して供給するもので、市内の燃やすごみから創出した価値を地産地消する取組

※2 非化石証書： 石油などの化石燃料を使用しない電気(CO₂排出ゼロの価値)を証明する、国の認証機関により発行される証書。非化石証書を活用した施設では、本来CO₂の排出のある火力発電所等で発電された電気を使用しても、CO₂をゼロとみなすことができる。

■ごみ焼却工場の排ガスから CO₂ を分離・回収、利用

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる CO₂ を分離・回収し、利用する技術 (CCU^{※1}) の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工グループ企業^{※2} と横浜市が、CO₂ と水素を合成してメタンガスを生成する技術 (メタネーション) の実証試験を実施します。

今後、研究室や実機での試験を実施し、有効利用に向けた研究を進めていきます。

※1 Carbon dioxide Capture and Utilization

(二酸化炭素の分離・回収、利用) の略

※2 三菱重工エンジニアリング株式会社、
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社



～ 実証試験のスケジュール ～

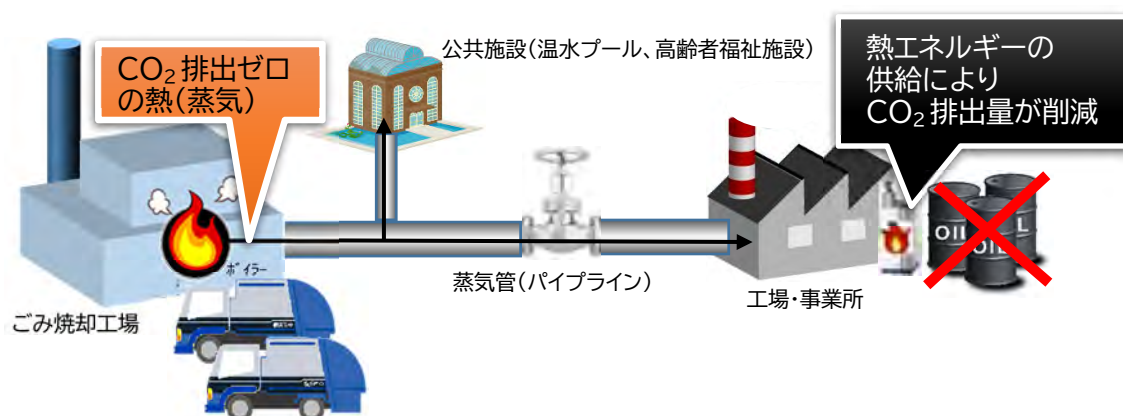
年月	2023年(令和5年)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
CO ₂ 分離・回収	▼ CO ₂ 分離開始					▼ CO ₂ 圧縮設備設置						
メタネーション	研究室での確認試験					実機(メタネーション設備)での試験						

■環境にやさしいエネルギー(熱)の地産地消

ごみ焼却工場では、ごみの焼却に伴い発生する蒸気を熱エネルギーとして利用し、近隣の温水プールや高齢者福祉施設の熱源などに活用しています。

鶴見工場がある末広地区には、事業活動において、化石燃料で蒸気を作り使用している工場・事業所が多数立地しています。鶴見工場で発生した蒸気を事業者へ供給することで、末広地区の CO₂ 排出量の削減が期待できるため、民間事業者と調査についての覚書を結び、実現可能性の検討を進めています。

～ ごみ焼却「熱エネルギー」の地域活用イメージ ～



5 安定的なごみ処理

市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に実施します。

- ・ふれあい収集や粗大ごみ持ち出し収集など、ごみ出しが困難な方々への支援についても着実に実施します。
- ・ごみ焼却工場や最終処分場の管理運営を適切に行い、処理・処分を継続します。

(1) 家庭ごみの収集運搬

56億4299万円(前年度 54億9071万円)

① 家庭ごみの収集運搬

- ・集積場所に分別して出された家庭ごみを確実に収集し、処分します。
- ・地域と連携して、集積場所の適切な維持管理や環境改善に取り組みます。

② 粗大ごみの受付・収集

- ・ICTツールの活用により、市民の皆様が24時間いつでも粗大ごみの収集のお申込みができる環境を提供します。
- ・インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入します。

③ ふれあい収集等の取組

- ・ふれあい収集*や粗大ごみ持ち出し収集を着実に実施します。

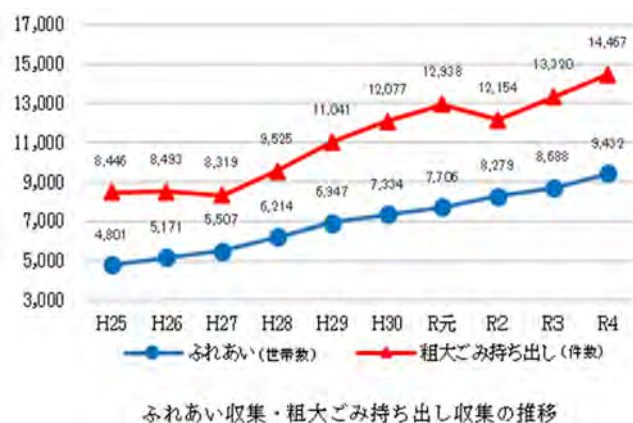
※ ふれあい収集：ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方々を対象に、玄関先等からごみを収集します。

④ いわゆる「ごみ屋敷」解消の推進

- ・区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消を進めます。

⑤ 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

- ・地域特性やコミュニティの状況を踏まえ、国際交流ラウンジや地域の支援活動と連携してごみ出しルールの周知を図ります。
- ・多言語対応した「ごみの分別アプリ」や「ごみ分別チャットボット」の活用を進めます。



(2) 家庭ごみのリサイクル

48億2316万円(前年度 47億1186万円)

① 缶・びん・ペットボトル

- ・市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡して資源化します。

② プラスチック製容器包装

- ・市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人へ引き渡して資源化します。

③ 古紙・古布

- 自治会・町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。
- 奨励金申請手続について、新たなシステムを開発しオンライン化することで、地域の登録団体や回収事業者の負担軽減を図ります。運用開始は令和6年度を予定しています。

(3) ごみ焼却工場・最終処分場の安定稼働

54億5872万円(前年度 61億7260万円)

- 廃棄物処理施設では、法定点検の実施に加え、施設及び機器の劣化状況を把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図ります。
- 沿岸部にある鶴見・金沢工場について、津波や高潮の発生時においても処理が持続できるよう、工場内への浸水を防ぐための止水板の設置や、敷地内の道路の高さを上げる等の減災対策を進めます。令和5年度は、鶴見工場の対策工事を実施します。
- 最終処分場では、護岸等の定期的な点検と排水処理施設の補修・更新を計画的に実施し、安定稼働を図ります。また、貴重な南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施します。

コラム 6

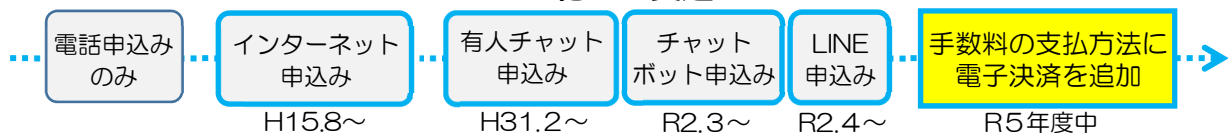
DXの活用 ～あなたのいる場所が手続の場所になる～

■スマホひとつで粗大ごみの申込みから手数料の支払まで

粗大ごみ処理手数料の支払について、これまではコンビニエンスストア等で収集シールを購入していただく必要がありましたが、インターネット申込み等については電子決済を導入し、自宅に居ながらにして申込みから支払までできるようになります。

(電子決済方法：クレジットカード、PayPay)

～DX化への変遷～



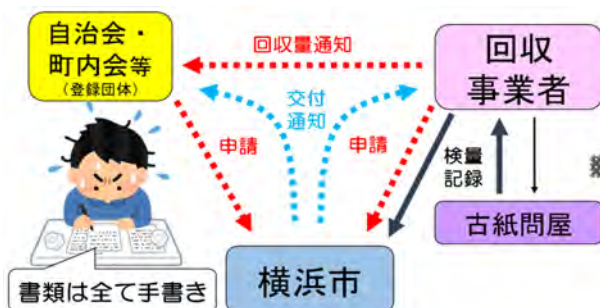
■ワンクリックで資源集団回収の奨励金申請手続が可能に

資源集団回収を実施している自治会・町内会等の地域の登録団体が行う奨励金申請手続をスマホ等によりワンクリックで行えるよう、令和5年度にオンラインシステムを開発します。

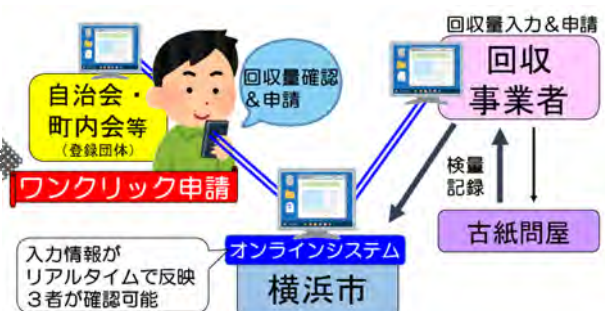
これにより、登録団体や回収事業者が行っている手書きによる書類作成・郵送事務が不要になります。

～奨励金手続の流れ～

【現行】



【新】(令和6年度～)



..... はオンライン化でなくなる手続 (..... is a procedure that will no longer be online)

6 まちの美化の推進

市民の皆様が暮らしやすい清潔できれいなまちづくりを推進するため、まちの美化活動や、喫煙禁止地区等における取組、公衆トイレの管理等を進めます。

また、横浜の玄関口でもあり、多くの方が訪れる横浜駅周辺の美化を強化します。

- ・繁華街・観光地の歩道清掃の拡大や地域、企業、団体による美化活動の支援を行います。また、海洋プラスチックごみ削減への取組として、新たに河川やその周辺のごみの分布・実態調査を実施します。
- ・喫煙禁止地区の巡回指導に加え、地区外の駅周辺における喫煙ルールの啓発を進めるため、継続して歩きたばこ防止パトロールを実施します。
- ・公衆トイレを適切に管理するとともに、和式便器の洋式化等の改修を進めます。また、災害時のトイレ対策として、地域防災拠点へのハマッコトイレ(災害時下水直結式仮設トイレ)を整備します。

(1) きれいなまちづくり

3683万円(前年度 3136万円)

① 繁華街・観光地の清掃活動

- ・横浜駅周辺やみなとみらい21地区などの美化推進重点地区の歩道清掃を実施します。特に横浜駅西口周辺については、歩道清掃の範囲を広げるとともに、実施回数を増やします。

② 地域の美化活動への支援

- ・地域や企業、団体と連携して、地域の実情に応じた美化活動を推進します。
- ・SNSを活用したごみ拾い活動の情報発信や活動の活性化を図ります。

③ 海洋プラスチックごみ削減への取組

- ・新たに鶴見川など市内の主要河川やその周辺のごみの分布・実態調査を実施します。調査結果は、子どもたちへの環境学習や啓発活動等に活用し、ごみのポイ捨て防止、清掃活動への参加など環境への意識向上を図ります。

④ ごみのポイ捨て防止の取組

- ・ごみのポイ捨てを防止するため、関係各所と連携し、注意喚起看板の設置や駅頭などでの啓発キャンペーンを実施します。



美化活動の様子

コラム7 ごみ拾いSNS「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」

「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」とは、ごみ拾い活動SNSサービスです。市内におけるごみ拾い活動やその感謝が見える化することで、個人や団体の皆様によるクリーンアップ活動の活性化を図っています。

これまでの参加者は延べ約6万人、拾われたごみは累計約690万個です(令和5年3月末時点)。より多くの皆様がこの取組にご参加いただけるよう周知していきます。

ビリカの使い方
ごみを拾って写真を撮るだけ、ビリカを使えば誰でもみんなで気軽にごみ拾い活動に参加できます！



「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」サイト

(2) 喫煙禁止地区・歩きたばこ防止

1億2717万円(前年度 1億2693万円)

① 喫煙禁止地区の取組

- ・喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を実施します。
- ・横浜駅西口周辺における喫煙禁止の指定区域拡大に向けた取組を進めます。

喫煙禁止地区一覧(令和5年3月末現在)

地区	指定時期	面積(ha)
横浜駅周辺地区(※1)	H19年度	6.2
みなとみらい21地区(※2)		10.2
関内地区		4.1
鶴見駅周辺地区	H20年度	3.8

※1 平成21年にパルナード通りまで拡大

地区	指定時期	面積(ha)
東神奈川駅周辺地区	H20年度	2.4
新横浜駅周辺地区	H21年度	3.8
戸塚駅周辺地区	H29年度	7.4
二俣川駅周辺地区	H30年度	7.8

※2 令和2年に新市庁舎周辺まで拡大

② 歩きたばこ防止の取組

- ・喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、歩きたばこ防止パトロールを実施します。
- ・吸い殻のポイ捨てや歩きたばこを防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図ります。

(3) 公衆トイレの整備と管理、災害時のトイレ対策

1億8052万円(前年度 2億532万円)

① 公衆トイレの整備と管理

- ・保土ヶ谷駅東口周辺環境改善事業の一環として、保土ヶ谷駅前公衆トイレの再整備を実施するなど誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進めます。

② 災害時のトイレ対策

- ・地域防災拠点へのハマッコトイレの配備を進め、建替え予定の3拠点を除く全拠点への整備を完了します。
- ・水洗トイレが使えない場合に備えて、家庭でのトイレパックの備蓄について啓発します。



災害時トイレ対策の啓発活動の様子

コラム8

公共トイレ協力店※1の検討を進めます！！

市内には現在、公衆トイレ(資源循環局所管)が76か所ありますが、身近に使えるトイレをもっと設置してほしいというご意見を市民の皆様からいただいています。



LAWSON

本市と包括連携協定を締結している

株式会社ローソンにご協力いただき、市内2店舗※2

で取組の実証実験を行い、取組の効果や本市の支援内容等を検証します。

※1 公共トイレ協力店は、コンビニエンスストアや商店等の店舗にご協力いただき、店舗のトイレを公共的な位置づけにすることで、市民の皆様がトイレを気軽に利用でき、安心して外出ができる環境を整える取組です。

※2 市内2店舗：ローソン上郷八軒谷戸店(栄区上郷町1362-1)、ローソンLTF三ツ境店(瀬谷区三ツ境2-23)。なお、実証実験の期間は、令和5年度中を想定。



7 その他

(1) 廃棄物分野における国際協力

327万円(前年度 344万円)

海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の受入れや研修を通じ、これまで本市が培ってきた知見を生かした支援を実施します。

① Y-PORT事業を通じた支援・公民連携

- ・ベトナム国ダナン市の廃棄物に関する課題の解決に向け、「JICA 草の根協力事業 第2期事業」において、廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区において分別品目拡大に向けた支援を実施します。



ダナン市の資源回収の様子

② アフリカ諸国・都市への支援

- ・本市は「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP※)における研修拠点となっています。アフリカ諸国・都市から研修員を受け入れ、本市の廃棄物管理の知見を伝える研修の実施を通じて、TICAD9の誘致に貢献していきます。



オンライン研修の様子

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP):環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)・アフリカ諸国などが共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGsの推進等を行うための場として平成29年4月に設立

③ 視察の受入れ等

- ・視察の受入れやオンライン会議を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組のPRや研修等を実施します。
- ・国際人材育成のための職員研修や海外の廃棄物に関する事例の把握などを進めます。

(2) PCB廃棄物の処理

4541万円(前年度 1603万円)

- ・市内事業者に対し、低濃度PCBが使用された電気機器等の保有確認を行い、処理を促します。
- ・処分期間を過ぎても高濃度PCB廃棄物を保管する事業者に対しては、期限を定めて処分するよう求めます。また、令和4年度に着手した行政代執行の事案については、引き続き適切に対応していきます。

PCB廃棄物の処分期間

廃棄物の種類		処分期間
高濃度 PCB廃棄物	変圧器、コンデンサー	R4. 3. 31 まで
	蛍光灯安定器、小型コンデンサー	R5. 3. 31 まで
低濃度PCB廃棄物		R9. 3. 31 まで

IV 予算総括表及び主な事業内容

1 令和5年度資源循環局予算総括表

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	増 ▲ 減	増 減 率	
9款 資源循環費	42,071,190	42,218,603	▲ 147,413	▲0.3%	
1項 資源循環管理費	23,218,063	23,461,566	▲ 243,503	▲1.0%	
1目 資源循環総務費	15,293,620	15,422,313	▲ 128,693	▲0.8%	
2目 減量・リサイクル推進費	5,533,554	5,407,339	126,215	2.3%	
3目 事務所費	441,738	729,874	▲ 288,136	▲39.5%	
4目 車両管理費	1,949,151	1,902,040	47,111	2.5%	
2項 適正処理費	18,489,153	18,377,545	111,608	0.6%	
1目 適正処理総務費	6,654,289	6,477,072	177,217	2.7%	
2目 工場費	5,484,798	8,177,523	▲ 2,692,725	▲32.9%	
3目 処分地費	5,999,827	3,413,380	2,586,447	75.8%	
4目 産業廃棄物対策費	350,239	309,570	40,669	13.1%	
3項 し尿処理費	363,974	379,492	▲ 15,518	▲4.1%	
1目 し尿処理総務費	176,460	173,111	3,349	1.9%	
2目 し尿処理施設費	187,514	206,381	▲ 18,867	▲9.1%	
合 計	42,071,190	42,218,603	▲ 147,413	▲0.3%	
財 源 内 訳	特 定 財 源	17,013,069	15,922,760	1,090,309	6.8%
	16款 分担金及び負担金	30,341	4,364	25,977	595.3%
	17款 使用料及び手数料	5,508,528	5,641,263	▲ 132,735	▲2.4%
	18款 国庫支出金	87,337	936,545	▲ 849,208	▲90.7%
	20款 財産収入	85,465	83,244	2,221	2.7%
	21款 寄附金	938	1,858	▲ 920	▲49.5%
	22款 繰入金	1,000	40,000	▲ 39,000	▲97.5%
	24款 諸収入	10,179,460	5,601,486	4,577,974	81.7%
	25款 市債	1,120,000	3,614,000	▲ 2,494,000	▲69.0%
	一 般 財 源	25,058,121	26,295,843	▲ 1,237,722	▲4.7%

2 主な事業内容

(単位：千円)

9 款 1 項 資源循環管理費						
9 款 1 項 1 目 資源循環総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
15,293,620	15,422,313	▲128,693	0	0	4,914,178	10,379,442
事業内容						
(1) 職員人件費			15,172,409 千円[▲129,016 千円]			
職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等 ※職員数 1,923 人(再任用職員 178 人含む。)						
(2) 厚生費等			98,917 千円[+188 千円]			
職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等						
(3) 減量・リサイクル施策推進事業			6,846 千円[±0 千円]			
横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進、次期計画及び施策の検討、審議会の運営等						
(4) その他管理費等			15,448 千円[+135 千円]			
局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等						
9 款 1 項 2 目 減量・リサイクル推進費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
5,533,554	5,407,339	126,215	24,300	0	2,787,860	2,721,394
事業内容						
(1) 3Rの推進			20,500 千円[+11,429 千円]			
リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進します。 また、横浜 G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えします。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(2) 分別・リサイクルの推進	4,194,697 千円[+127,032 千円]
① 分別・リサイクル推進事業	1,855,277 千円[+57,292 千円]
分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資源化委託を実施します。	
② 資源選別施設管理運営事業等	2,339,420 千円[+69,740 千円]
分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化します。	
(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組	1,100,278 千円[▲7,513 千円]
① 発生抑制等推進事業	24,907 千円[±0 千円]
市民・事業者の皆様との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進します。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行うとともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進します。	
② 環境事業推進委員等事業	20,333 千円[▲2,571 千円]
環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図ります。	
③ 資源集団回収促進事業	1,055,038 千円[▲4,942 千円]
自治会・町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化します。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付します。	
登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続についてオンライン化するシステムを、令和5年度に開発します。	
(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進	214,814 千円[▲4,561 千円]
① 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等	175,917 千円[▲4,228 千円]
「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組みます。	
② 事業系ごみ適正搬入推進事業等	38,897 千円[▲333 千円]
ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止します。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進します。	
(5) 国際協力事業	3,265 千円[▲172 千円]
各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国やJICA等と連携して支援を実施します。	

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(単位：千円)

9款1項3目 事務所費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
441,738	729,874	▲288,136	0	0	29,567	412,171
事業内容						
(1) 事務所等運営費			393,521千円[+62,140千円]			
収集事務所等の維持管理を行います。						
(2) 事務所等整備補修費			48,217千円[±0千円]			
収集事務所等の整備・補修を実施します。						
(3) 港南事務所再整備事業			0千円[▲350,276千円]			
事業終了						
9款1項4目 車両管理費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
1,949,151	1,902,040	47,111	0	514,000	8,602	1,426,549
事業内容						
(1) 車両維持管理費等			507,938千円[+47,149千円]			
収集車両の維持管理や燃料の調達等を行います。						
(2) 車両調達費			1,441,213千円[▲38千円]			
ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

9 款 2 項 適正処理費						
9 款 2 項 1 目 適正処理総務費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
6,654,289	6,477,072	177,217	7,020	0	198,403	6,448,866
事業内容						
(1) 家庭ごみの収集運搬			6,482,923 千円[+170,773 千円]			
① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業			3,736,825 千円[+105,260 千円]			
プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施します。						
② 中継輸送業務委託等			725,256 千円[+17,000 千円]			
家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。						
③ 粗大ごみ処理事業			1,899,072 千円 [+46,908 千円]			
粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施します。 また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入します。						
④ 適正処理総務管理費等			121,770 千円[+1,605 千円]			
集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を実施します。						
(2) きれいなまち横浜の推進			171,366 千円[+6,444 千円]			
① クリーンタウン横浜事業			163,585 千円[+5,786 千円]			
横浜の玄関口でもあり、多くの方が訪れる横浜駅周辺の美化を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を推進します。また、海洋プラスチックごみ削減への取組として、河川やその周辺のごみの分布・実態調査を実施します。 横浜駅西口周辺における喫煙禁止の指定区域拡大に向けた取組を進めるほか、巡回指導を行うとともに、歩きたばこ防止や喫煙マナー向上に取り組めます。						
② 不法投棄等対策事業			7,781 千円[+658 千円]			
不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄の防止を図ります。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

9款2項2目 工場費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
5,484,798	8,177,523	▲2,692,725	8,032	557,000	7,151,092	▲2,231,326
事業内容						
(1) ごみ焼却工場の管理・運営			4,837,096千円[▲416,864千円]			
① 工場運営費等			2,812,575千円[+399,477千円]			
ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施します。また、ごみ焼却工場で創出した電力等を売却し、財源を確保します。						
② 工場補修費等			2,024,521千円[▲816,341千円]			
ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施します。						
(2) 鶴見工場長寿命化対策事業			0千円[▲2,259,598千円]			
事業終了						
(3) 保土ヶ谷工場再整備事業			186,284千円[▲154,716千円]			
新たな保土ヶ谷工場の建設工事に向けた事業者選定を行います。また、工場の再整備中においても中継輸送機能を確保するため、中継輸送施設の建設工事及び橋梁等の解体工事などを実施します。						
(4) 焼却灰資源化事業			24,120千円[+86千円]			
焼却灰の資源化を実施します。						
(5) 工場環境保全調査費等			99,131千円[+6,796千円]			
環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施します。また、ごみの組成調査を実施します。						
(6) 港南工場跡地活用事業			338,167千円[+131,571千円]			
済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事の実施と既存建物解体の経費負担を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

9款2項3目 処分地費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
5,999,827	3,413,380	2,586,447	0	0	74,348	5,925,479
事業内容						
(1) 最終処分場の管理・運営			698,315千円[▲288,796千円]			
① 南本牧最終処分場の管理・運営			353,540千円[▲353,381千円]			
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行います。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施します。						
② 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営			344,775千円[+64,585千円]			
埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行います。						
(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業			5,267,017千円[+2,877,058千円]			
第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。						
(3) 処分地環境保全調査費			34,495千円[▲1,815千円]			
環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施します。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

9 款 2 項 4 目 産業廃棄物対策費						
本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
350,239	309,570	40,669	25,400	0	566,360	▲241,521
事業内容						
(1) 産業廃棄物の適正処理			83,765 千円[+30,749 千円]			
① 排出事業者指導費等			18,481 千円[+2,393 千円]			
産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量に排出する事業者にリサイクル等を働きかけます。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。						
② 不適正処理監視・指導強化事業			19,879 千円[▲1,022 千円]			
産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施します。						
③ PCB適正処理推進費			45,405 千円[+29,378 千円]			
市内事業者に対し、低濃度PCBが使用された電気機器の保有確認等を促します。また、処分期間を過ぎても処分がされない高濃度PCB廃棄物について、本市が行政代執行により処分します。						
(2) 南本牧最終処分場埋立事業等			145,757 千円[+2,103 千円]			
市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出します。						
(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業			120,717 千円[+7,817 千円]			
公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流します。						
行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行います。						

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

9款3項 し尿処理費

9款3項1目 し尿処理総務費

本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
176,460	173,111	3,349	0	0	74,273	102,187

事業内容

(1) し尿処理総務管理費等 91,661千円[+1,798千円]

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を実施します。

(2) 公衆トイレ維持管理費 84,799千円[+1,551千円]

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行います。

9款3項2目 し尿処理施設費

本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
187,514	206,381	▲18,867	22,585	49,000	1,049	114,880

事業内容

(1) 礫子検認所費等 84,659千円[+6,122千円]

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽汚泥等について、礫子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送します。また、施設の管理・運營業務を委託により実施します。

(2) 災害対策用トイレ整備事業 52,405千円[▲12,809千円]

地域防災拠点等に災害時下水直結式仮設トイレ(ハマッコトイレ)の整備を進めます。また、トイレパットの備蓄など、家庭での取組について啓発を実施します。

(3) 公衆トイレ整備事業 50,450千円[▲12,180千円]

保土ヶ谷駅東口周辺環境改善事業の一環として、保土ヶ谷駅前公衆トイレの再整備を実施するなど、誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進めます。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

G30 のその先へ
ヨコハマ3R夢!
スリム